

長野県水道事業広域連携推進協議会設置要綱(案)

(目的)

第1条 長野県が本格的な人口減少社会を迎える中で、水道事業(水道用水供給事業を含む。以下同じ。)は、水需要の減少に伴う経営環境の悪化が懸念されるとともに、施設の老朽化の進行や人材不足などにより、深刻な課題に直面している。このような状況は、規模の大小にかかわらず、中山間地域など、地理的条件の厳しい長野県内の水道事業者等の共通の課題となっている。そこで、広域化・広域連携の推進等を柱とする改正水道法を踏まえ、安全で安心な水道水を安定的に供給する持続可能な水道事業経営の体制づくりに向けて、共通課題の解決を図るとともに、将来的な水道のあり方を検討するため、「長野県水道事業広域連携推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 協議会の構成員は、別表の左欄に掲げる水道事業を実施する団体における同表右欄に掲げる職にある者とする。

- 2 協議会に座長を置き、座長は構成員の互選により定める。
- 3 座長は、長野県内の水道事業者等から協議会への参加の申出があったときは、協議会に諮り構成員に追加することができる。

(会議)

第3条 協議会は、座長が招集する。

- 2 座長は、協議会を主宰する。
- 3 協議会は原則として非公開とする。

(ワーキンググループ)

第4条 専門的事項を調査研究するため必要があるときは、当該専門的事項ごとにワーキンググループを設けることができる。

- 2 ワーキンググループで調査研究した事項は、協議会に報告するものとする。
- 3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別途定める。

(地域研究会)

第5条 地域課題等を調査研究するため必要があるときは、当該地域にある構成員の合意により地域研究会を設けることができる。

- 2 地域研究会で調査研究した事項は、必要により協議会に報告するものとする。
- 3 地域研究会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

(顧問)

第6条 協議会の助言者として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、座長が委嘱する。

(オブザーバー)

第7条 座長は、必要に応じ、構成員以外の者に対して、オブザーバーとして協議会に出席することを求め、意見を聴取することができる。

- 2 第2条の構成員でない長野県内の水道事業者等は、オブザーバーとして参加することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、長野県企業局に置く。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年 月 日から適用する。

(県営水道関係市町村等懇談会設置要綱の廃止)

2 本要綱の適用により、県営水道関係市町村等懇談会設置要綱は廃止する。

別表

圏域	水道事業を実施する団体	職
佐久	佐久穂町	建設課長
	川上村	産業建設課長
	南牧村	産業建設課長
	南相木村	振興課長
	北相木村	経済建設課長
上田	上田市	上下水道局長
	東御市	上下水道課長
	長和町	建設水道課長
	青木村	建設農林課長
諏訪	諏訪市	水道局長
	富士見町	上下水道課長
上伊那	伊那市	水道部長
	辰野町	建設水道課長
	箕輪町	水道課長
	飯島町	建設水道課長
	南箕輪村	建設水道課長
	中川村	環境水道室長
	上伊那広域水道用水企業団	企業長
南信州	飯田市	上下水道局長
	松川町	環境水道課長
	高森町	環境水道課長
	阿南町	建設環境課長
	阿智村	生活環境課長
	平谷村	住民課長
	根羽村	住民課長
	下條村	振興課長
	売木村	産業課長
	天龍村	建設課長
	泰阜村	住民福祉課長
	喬木村	生活環境課長
	豊丘村	環境課長
	大鹿村	産業建設課長
木曾	上松町	建設水道課長
	木曾町	建設水道課長
	木祖村	建設水道課長
	大桑村	建設水道課長

圏域	水道事業を実施する団体	職
松本	松本市	上下水道局長
	塩尻市	水道事業部長
	安曇野市	上水道課長
	麻績村	振興課長
	山形村	建設水道課長
	朝日村	建設環境課長
	筑北村	建設課長
北アルプス	大町市	上下水道課長
	白馬村	上下水道課長
	小谷村	建設水道課長
長野	長野市	上下水道局長
	須坂市	上下水道課長
	千曲市	上下水道課長
	坂城町	建設課長
北信	飯山市	上下水道課長
	木島平村	建設課長
	野沢温泉村	建設水道課長
長野県		環境部長
		企画振興部長
		公営企業管理者